

請願・陳情事項一覧 (平成 30 年 9 月 12 日審査)

請願番号及び請願者	紹介議員	件名及び要旨	局の考え	備考
<p>平成 30 年請願第 3 号 愛知県保険医協会 理事長 荻野 高敏</p>	<p>田口一登 江上博之 岡田ゆき子 山口清明 藤井ひろき くれまつ順子 西山あさみ さはしあこ さいとう愛子 高橋ゆうすけ 青木ともこ</p>	<p>社会保険診療に関する控除対象外消費税を解消することを求める意見書提出に関する件 1 社会保険診療に関する控除対象外消費税を解消すること。</p>	<p>社会保険診療については、社会政策的配慮から非課税とされており、医療機関等の仕入れに係る消費税等の負担に対しては、消費税導入以来、診療報酬等による上乗せ措置が採られてきている。</p> <p>平成 24 年に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、いわゆる税制抜本改革法においても「診療報酬等の医療保険制度において手当をすること」とされており、平成 26 年の消費税率の引上げ時には、診療報酬及び薬価等の改定において、消費税対応分として 1.36%が上乗せされたところである。</p> <p>なお、平成 27 年 11 月に中央社会保険医療協議会の分科会で示された消費税率 8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果によると、医療機関等の控除対象外消費税増税 (3%) 分については、診療報酬改定による対応により、病院、診療所、保険薬局などの医療機関の種別ごとの補てん状況にばらつきが見られたものの、マクロでは概ね補てんされているとのことであったが、本年 7 月の分科会において再調査の結果が示され、病院の補てん率が 100%を下回ったこと等を踏まえ、今後、ばらつきが生じた要因とあわせて、より適切な補てんに向けた、配点の方法等の具体策を提示し、議論を行うとのことである。</p>	<p><継続></p>

請願・陳情事項一覧（平成30年9月12日審査分）

請願・陳情番号 及び請願者・陳情者	件名及び要旨	局の考え方	経過
【平成30年陳情第11号】 杉尾 正明	<p>「生活保護利用」との表記・表現等は今後 も使用しないことを求める件</p> <p>1 「生活保護受給」を「生活保護利用」とす る表記・表現等には違和感があるとする ため、今後も使用しないこと。</p>	<p>生活保護に関しては、法定受託事務とされ、国において、適正な事務処理に必要な処理基準 が法令等により定められているところである。 生活保護法においては、「被保護者とは、現に保護を受けている者をいう。」との定めがあ るが、本市が使用している「生活保護のしおり」等の表記・表現についても、こうした法令等 に従った表記・表現の使用を心掛けているところであるので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;">＜聞きおく＞</p>	新規 聞きおく
【平成28年請願第5号】 中村 亘	<p>介護保険制度の改善を求める請願に関す る件</p> <p>1 介護保険料および利用料の独自の減免（減 額）制度を作ること</p> <p>2 特別養護老人ホームなど介護施設を増設 し、待機者を早期解消すること</p> <p>4 介護サービス利用希望者は、全て要介護認 定を実施すること。また、要支援者の訪問 介護・通所介護については、専門職による 現行のサービス水準を維持すること</p>	<p>介護保険制度は、全国一律の制度であることから、保険料及び利用料の負担軽減については、 本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えており、低所得者の方々に対する介護保 険料及び利用料の負担軽減拡大など、必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の 要望活動を通じ、国に対し要望しているところである。 平成27年度の制度改正においては、国の施策により、消費税率の改定分を財源とした保険料 軽減の拡充が講じられたところである。 今後の消費税を財源とする、さらなる保険料軽減強化については、国の動向を注視し、適切 に対応して参りたいと考えている。 利用料に関しては、世帯の課税状況等により、一定以上負担した場合には負担額が返還され る「高額介護サービス費」及び「高額医療合算介護サービス費」の制度がある。 低所得の方の保険料及び利用料の負担軽減については、国に対して引き続き要望して参りた いと考えている。 なお、本市においては、認知症高齢者グループホームに入居する低所得の方に対する居住費 の助成を、平成30年1月から実施しているところである。</p> <p style="text-align: right;">＜保 留＞</p> <p>施設・居住系サービスの整備数については、第7期計画の中で、入所申込状況を踏まえ、平 成30年度から平成32年度までの3年間で、特別養護老人ホーム630人分をはじめ、1,080人分の 整備目標を掲げ整備を進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">＜保 留＞</p> <p>本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」について、従来の介護予防訪問介護・通所介護 と同様の基準による専門的なサービスに加え、多様な担い手による、基準を緩和した新しいサ ービスの提供を行っている。 これらのサービスの利用にあたっては、相談受付を行ういきいき支援センター等において、</p>	28.4.25 28.9.6 29.4.26 29.9.8 30.5.15 保留

	<p>5 介護職員が離職することがないよう待遇を改善すること</p> <p>6 国庫負担を引き上げるよう国に要請すること</p>	<p>サービスの内容や手続き方法について丁寧にご説明した上で、要介護・要支援認定申請を希望される方については、従前通り認定申請をしていただいている。</p> <p>また、ケアマネジメントにおいて、ご本人の意向や心身の状況を丁寧に聞き取った上で、専門的なサービスが必要な方については、これまでと同様のサービスをご利用いただいている。</p> <p>今後も、引き続き周知や丁寧な説明に努めるとともに、適切なサービス利用につなげていく。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>安心して介護を受けていただけるよう質の高い介護サービスを安定的に提供できる体制を整備し、また、地域包括ケアシステムの構築を進めていくために、介護人材の確保・定着は非常に重要な課題であると認識している。</p> <p>介護職員の処遇改善に直結する適正な賃金・労働条件の確保については、本来、法制度の枠組みの中で対応するべきものと考えており、国に対し適正な介護報酬を設定すること等について、これまでも指定都市共同要望等を通じ国に要望してきたが、平成29年4月から介護職員処遇改善加算が拡充され、介護職員1人当たり月額平均1万円相当の賃金改善が図られたところである。なお、平成31年10月には、さらなる処遇改善が予定されている。</p> <p>介護職員の処遇改善については、今後も引き続き国に要望してまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>本市においては、介護保険の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源のうち、国の負担割合を引き上げることについて、大都市民生主管局長会議等を通じ、国に対し要望を続けている。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p>	
<p>【平成29年請願第18号】 名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 代表者 三浦 孝明</p>	<p>国民健康保険制度、高齢高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件</p> <p>1 国民健康保険料を大幅に引き下げること。</p> <p>2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免すること。</p> <p style="text-align: center;">平成 29年 12月 24日</p>	<p>平成30年度からは国民健康保険の都道府県単位化が行われたが、本市としては、平成29年度の保険料水準を維持するように賦課率を設定し、さらに国民健康保険料の均等割額を3%引き下げるなどの各種軽減策を継続しているので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>本市では、大変厳しい財政状況の中ではあるが、本市独自の保険料の減免を実施しているところであり、昨年度からは、みなし寡婦（夫）の方について、所得控除と共に、減免の適用を実施している。</p> <p>さらなる一般会計からの繰入が必要となる減免制度の拡充は、困難なものと考えている。</p> <p>また、減免制度は、特別の理由がある世帯に対する制度であり、それぞれの世帯の状況については、被保険者の方から申請をいただき、確認のうえ減免を行っている。</p> <p>このような減免制度を適切に活用していただくためには、被保険者の方への周知が重要であると認識しており、保険料の納入通知書に「減免制度の案内チラシ」を同封している。また、昨年度から保険証の一斉更新時にも重ねてチラシを同封し、さらなる制度の周知に努めているところであるので、ご理解賜りたい。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p>	<p>30. 1. 22 30. 5. 15 保留</p>

30歳の乳児から18歳までの子供は、均等割の対象としないこと。

5 後期高齢者医療制度の保険料の9割軽減などの軽減特例を継続するよう国に求めること。

6 介護保険料を引き下げ、介護保険料及び介護保険利用料の独自の減免制度を新設すること。

子どもの均等割保険料の軽減措置については、国民健康保険法等の一部改正に対する参議院附帯決議により、国と地方の協議において、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、議論されることとなっている。

本市では、加入者の保険料負担を抑制するため、均等割額の3%引き下げを行うほか、所得割保険料の算定において、子育て中の世帯などに配慮した控除などを実施しているところであるので、まずは国と地方の協議について情報収集に努め、慎重に議論を見守るべきものと認識しているため、ご理解賜りたい。

<保 留>

後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例については、国において、世代間や世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しについての議論が重ねられ、その結果として、「所得割の5割軽減は、平成29年度に2割軽減、平成30年度に本則どおり軽減なしとする」、「元被扶養者の均等割9割軽減は、平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度に本則どおり加入後2年間のみ5割軽減とする」とされたところである。

一方、「均等割の9割、8.5割軽減は、低所得者に配慮して今般は据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて見直す」とされているところである。

このように、低所得者の保険料の均等割を9割軽減、8.5割軽減する特例は今般は維持されたところであるが、本市としては、今後とも所得の低い方に十分な配慮がなされるよう、実施主体である愛知県後期高齢者医療広域連合を通じて、必要な意見を述べてまいりたいと考えている。

<保 留>

まず、介護保険料額については、3年ごとに保険給付費の伸び、保険料の収納率等を見込み、算定しているためご理解くださいますようお願いする。

また、介護保険制度は、全国一律の制度であることから、保険料及び利用料の負担軽減については、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えており、低所得者の方々に対する介護保険料及び利用料の負担軽減拡大など、必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対し要望しているところである。

平成27年度の制度改正においては、国の施策により、消費税率の改定分を財源とした保険料軽減の拡充が講じられたところである。

今後の消費税を財源とする、さらなる保険料軽減強化に関しては、国の動向を注視し、適切に対応して参りたいと考えている。

利用料に関しては、世帯の課税状況等により、一定以上負担した場合には負担額が返還される「高額介護サービス費」及び「高額医療合算介護サービス費」の制度がある。

低所得の方の利用料及び保険料の負担軽減につきましては、国に対して引き続き要望して参りたいと考えている。

なお、本市では、認知症高齢者グループホームに入居する低所得の方に対する居住費の助成を、平成30年1月から実施しているところである。

<保 留>

みんぱく

4

	<p>7 要支援者が今までどおり介護サービスを受けられるようにすること。</p>	<p>本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様の基準による専門的なサービスに加え、多様な担い手による、基準を緩和した新しいサービスの提供を行っている。</p> <p>要支援の方については、ケアマネジメントにおいて、ご本人の意向や心身の状況を丁寧に聞き取った上で、ご本人の状態に応じた必要なサービスをご利用いただいている。</p> <p>今後も、引き続き周知や丁寧な説明に努めるとともに、適切なサービス利用につなげていく。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p>	
<p>【平成28年請願第24号】 全日本年金者組合愛知県本部名古屋市内支部協議会 議長 渡邊 義巳</p>	<p>若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する件</p> <p>2 全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実現すること。</p> <p>3 年金の支給開始年齢は、これ以上引き上げないこと。</p> <p style="margin-left: 40px;">31-33 63歳 37 65 42歳 65</p>	<p>年金制度の最低保障機能の強化については、平成24年に国会で審議がなされ、保険料納付のインセンティブを阻害しないようにするため、消費税を財源として、低所得者等に、保険料の納付期間に応じた一定の給付金を支給する「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」が成立し、平成31年10月から支給が開始される予定である。</p> <p>また、年金の受給に最低限必要な資格期間についても、平成29年8月に25年から10年へ短縮されたところである。</p> <p>なお、現在、国民年金の老齢基礎年金の財源は、2分の1が国庫負担となっている。すべての高齢者の方に、全額国庫負担による年金を一律に保障するという事は、年金財政にとって新たな負担となるものであるもので、財源をどのように確保するかといった大きな課題があると認識している。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>年金の支給開始年齢については、平成6年及び平成12年の年金制度改革により、男性は平成37年度まで、女性は平成42年度までかけて、段階的に65歳まで引き上げることとされており、現在はその過程にある。</p> <p>その後については、過去の社会保障審議会年金部会においても議論が行われ、平成26年の財政検証の結果や高齢者の雇用の状況等を踏まえつつ、引き続き検討していく必要があるとされているものである。</p> <p>国においては、次期、平成31年の財政検証にむけ、平成30年4月に新たに年金部会が設置され議論が開始されたところであるので、引き続き国の動向を見守る必要があるところである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p>	<p>29.2.8 29.4.26 29.9.8 30.5.15 保留</p>
<p>【平成29年請願第2号】 愛知県医療介護福祉労働組合連合会 副委員長 西尾 美沙子</p>	<p>介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出に関する件</p> <p>1 介護職員を初めとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。</p> <p>2 介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善し、1人体制</p>	<p>安心して介護を受けていただけるよう質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護人材の確保・定着は非常に重要な課題であると認識している。</p> <p>介護現場で働く労働者の処遇改善や、職員配置基準の改善、夜間勤務の軽減等、労働環境の改善を図るための財政措置を拡充するよう、これまで大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に要望してきた。</p> <p>国においても、平成29年4月から介護職員処遇改善加算を拡充し、介護職員1人当たり月額平</p>	<p>29.4.26 29.9.8 30.5.15 保留</p>

	<p>の夜勤を解消すること。</p> <p>3 介護職員を初めとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること並びに介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること及び夜間の人員配置を改善し、1人体制の夜勤を解消することの実現を図るために、介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用を国費で賄うこと。</p>	<p>均1万円相当の賃金改善を行っており、平成31年10月には、さらなる処遇改善が予定されている。</p> <p>本市としては、処遇改善や労働環境の改善等について、引き続き国へ要望して参りたいと考えている。</p> <p>なお、名古屋市会においては、介護の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講ずること等を求める「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」を平成26年7月7日付で国に提出されたほか、介護労働者などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること等を求める「介護・子どもに関する予算の充実・強化を求める意見書」を平成26年12月10日付で国に提出されている。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p>	
<p>【平成29年請願第3号】 愛知県医療介護福祉労働組合連合会 副委員長 西尾 美沙子</p>	<p>安全・安心の医療・介護の実現と夜勤・交代制労働の改善を求める意見書提出に関する件</p> <p>1 医師・看護師・医療技術職員・介護職員などの夜勤・交代制労働における労働環境を改善すること。</p> <p>(1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバルの確保や夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。</p> <p>(2) 夜勤・交代制労働者の労働時間を短縮すること。</p> <p>(3) 介護施設などにおける1人体制の夜勤を早期に解消すること。</p> <p>2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職員・介護職員を増員すること。</p>	<p>質の高い医療・介護サービスを安定的に提供していくためには、医師・看護師・介護職員等の労働環境の改善とその人材を確保することが大変重要な課題であると認識している。</p> <p>本市としては、従来から医師・看護師・介護職員等の勤務環境の改善や医療・介護人材の確保を国に要望してまいったところである。</p> <p>こうした中で平成26年にいわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立し、国や各都道府県において、具体的な取り組みが行われているところであり、医師・看護師等の医療従事者に関しては、望ましい働き方や人材確保に向けた需給見通しの検討が、国において行われており、平成30年度中には、報告が取りまとめられる予定となっている。</p> <p>また、平成30年度の介護報酬改定では、特別養護老人ホームにおける、夜勤時間帯の看護職員等の配置や介護機器導入による業務効率化に対して、評価されることとなった。</p> <p>本市としては、医師・看護師・介護職員等の勤務環境の改善や医療・介護人材の確保等について引き続き国へ要望して参りたいと考えている。</p> <p>なお、名古屋市会においては、医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講ずること等を内容とする「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」を平成26年7月7日付で国に提出されたほか、介護労働者などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること等を求める「介護・子どもに関する予算の充実・強化を求める意見書」を平成26年12月10日付で国に提出されている。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p>	<p>29. 4. 26 29. 9. 8 30. 5. 15 保留</p>

<p>【平成29年請願第9号】 愛知県社会保障推進協 議会 事務局長 小松 民子</p>	<p>国民健康保険制度の都道府県単位化に関する意見書提出を求める件</p> <p>2 2018年度以降も、国民健康保険料・保険税を上げることなく、払える国民健康保険料・保険税にするために、十分な保険者支援を行うこと。</p> <p>3 一般会計からの法定外繰入や国民健康保険料の決定などに関して、名古屋市の判断と自主性を尊重すること。</p>	<p>国からの財政支援については、平成30年度より、制度改革に伴う財政基盤の強化が行われ、全国で約1,700億円規模の公費投入が行われた。その内容としては、保険者努力支援制度と財政調整機能の強化となっている。</p> <p>平成31年度については、今のところ同規模を維持することが予定されているが、引き続き、国・県の検討状況について注視していく必要があるものである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p> <p>県単位化後の事業運営は、県内の統一的な方針である愛知県国民健康保険運営方針の影響を受ける部分がある。</p> <p>県運営方針において一般会計からの法定外繰入のうち、解消・削減すべき項目の解消・削減の進め方は、被保険者の保険料負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で進めていくものとするところである。</p> <p>また、国民健康保険料の決定については、引き続き市町村が担うこととされ、本市の保険料については、賦課率を事業費納付金の92%と設定し、各種保険料軽減策を継続しているところである。</p> <p style="text-align: right;"><保 留></p>	<p>29.9.8 30.5.15 保留</p>
<p>【平成30年請願第5号】 名古屋市民議会 代表 近藤 靖治</p>	<p>食の安全を守るために、主要農作物種子法の廃止を撤廃することを求める意見書提出に関する件</p> <p>1 食の安全を守るために、主要農作物種子法の廃止を撤廃すること。</p>	<p>主要農作物種子法は、我が国の基幹的作物である稲や麦類、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、各都道府県が種子の生産について、ほ場審査その他の措置を行うことを目的とした農林水産省所管の法律である。</p> <p>この法律は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景とし昭和27年に制定されて以来、主要作物の優良な種子の生産及び供給に寄与する役割を果たしてきたところである。</p> <p>しかし、民間の品種開発意欲を阻害し、農業の国際競争力の強化に向けた官民総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築することができないという理由から、廃止する法律が本年4月1日に施行されたところである。</p> <p>その後、本年4月19日、国においては、主要農作物種子法を復活するための法案が衆議院に提出され、現在は閉会中審査とされている。</p> <p>なお、名古屋市会においては、都道府県が従来どおり種子の生産・普及に関し適切な役割を果たすことができるよう、十分な財政措置等を講ずることを求める「種子の安定供給・品質確保に関する意見書」を平成30年7月4日付で国に提出されている。</p> <p style="text-align: right;"><審査打切></p>	<p>30.5.15 保留</p>